

2018年3月16日 {議案（条例）審査}

○渡辺慎吾委員長

再開します。議案第20号所管分の審査を行います。補足説明を求めます。  
山本市長公室長。

○山本市長公室長

それでは議案第20号、摂津市一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を補足説明申し上げます。

職員が土曜日や日曜日などの週休日に勤務を要した場合に、管理監督者は、振りかえによる週休日の確保または時間外勤務命令によります手当の支給、いずれかを行うこととなります。振りかえにより、週休日を確保する場合におきましては、同一週内に振りかえを行えば、一週間の勤務時間が増加することはございませんが、業務の都合上、同一週内に振りかえることができず、前4週また後8週の間で振りかえを行った場合、1週間の勤務時間日数が正規の勤務日数から増加をするということが生じることとなります。このとき、正規の勤務時間日数から増加をして勤務した時間数につきまして、通常の100分の100から割り増しとなる部分だけ、つまり100分の25の時間外勤務手当を支払う必要があるため、所要の改正を行わせていただくものでございます。このことは、労働基準法に基づくものでございます。

本会議におきましてもご説明申し上げましたが、本条例改正につきましては、大きく三つの条文から成っております。文教上下水道常任委員会での審査となります第3条を除きまして、それぞれ記載がございます内容の主立ったものにつきまして、補足説明をさせていただきます。

また、本会議と同様、説明の便宜上、まず初めに第2条から説明をさせていただきます。第2条におきましては、一般職の職員の時間外勤務手当の改正となっております。週休日の振りかえにより勤務を命ずる日と同一週内以外に週休日を振りかえる場合に、1週間の正規の勤務時間を超えて勤務を行った時間につきましては、先ほども申しましたように、労働基準法で定める割り増し賃金部分として、100分の25の割合を規則で定め、時間外勤務手当として支給をいたす規定を設けております。

また、週休日の振りかえを行う職員の月の時間外勤務の時間が60時間を超えている場合、60時間超えにかかる時間外代休時間を取得する場合を除きまして、60時間に達する割り増し分も含めて、100分の50の割合の時間外勤務手当を支給するという内容でございます。

なお、再任用短時間勤務職員等の1週間の勤務時間がフルタイムでない職員につきましては、制度的な均衡を図る観点から、割り増し分の時間外勤務手当の支給は38時間45分に達するまでの間、勤務についてはこの限りではないということをお知らせをさせていただきます。

次に、第1条は、一般職非常勤職員と臨時的任用職員の時間外報酬について、一般職の職員と同様の改正を行わせていただいております。1週間の勤務日数がフルタイムでない職員の規定につきましても、再任用短時間勤務職員等と同様の規定にさせていただきます。なお、附則において、平成30年4月1日から適用する旨を規定をいたしております。

以上、議案第20号の提案内容の補足説明とさせていただきます。 - 11 -

○渡辺慎吾委員長

説明が終わりました。質疑のある方はいますか。

松本委員。

○松本暁彦委員

それでは、質問をさせていただきます。こちらの条例につきましては、今、言われております働き方改革に沿ったものと理解をしております。

そこで、改めまして、本条例に制定することによる職員の具体的な休日のとり方とか、そういった、どのような効果があるのかというのを、改めてお聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

浅尾課長。

○浅尾人事課長

それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。現在、週休日に勤務を行った場合には、職員は時間外勤務として取り扱っているケースがもうほとんどでございます。この条例改正を今回させていただきたいということでございますけれども、次年度以降、基本的にその週休日に勤務をした場合には、振りかえを行うということの基本に取り組んでいきたいと考えております。

これによりまして、職員は振りかえの日に休息をきっちり確保ができるということでございます。職員の時間外によります健康管理の問題、これらの課題認識から、次年度についてはこれを基本とする形で取り組みたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

ありがとうございます。何度も言いますけれども、本市というのは少数体制ということでございますので、やはり職員の健康管理、あるいは職員の自分がとれる時間というのは非常に大事かと考えます。そういった中で、こうやってしっかりと、制度上もしっかりとそれを促進するように支えていただくということは非常に大切かと思えます。

昨年の9月から10月にかけて、台風が2回上陸して、防災管財課の職員あるいは建設部の職員等が、2週間連続緊急時で出勤をした、あるいは、選挙があつて、それによって職員が動員されたということも、いろいろ多々ございます。そういったことも今後しっかりと踏まえて、代休あるいは振りかえ等がとれるように、しっかりと管理職も含めて措置をしていただければと思います。要望といたします。以上です。

略

○渡辺慎吾委員長

再開します。議案第19号の審査を行います。補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長

議案第19号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

なお、議案参考資料、条例関係4ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

全国的に救急需要が増加する中、本市においても救急件数が年々増加いたしており、超高齢社会の進展、地域コミュニティの希薄化等、さまざまな要因により、今後も増加を続ける救急需要に、的確に対応いたすことが必要となっております。

今回の改正は、救急専任隊を1隊増隊することを想定するもので、本市の救急救命体制の充実強化を図り、救急隊を効率的に運用し、救急車の現場到着時間短縮による救命率の向上も目指し、持続可能な消防行政運営を推進いたすものでございます。

内容につきましては、現在、条例定数どおりの配置人数となっております消防機関の職員について、定数を改定いたすものでございます。それでは、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第2条第7号の消防機関の職員を93人から103人に改正をいたすものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行する旨を規定いたすものでございます。

以上、議案第19号、摂津市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長

説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員

それでは、質問させていただきます。今回、93人から103人と10人増員をするというところで、思い切った施策をされたのかなと思います。ところでその10人、具体的に10人という形で、一体どのような形で、人員についてはふやしていくのか、その詳細について、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

松田課長。

○松田消防本部総務課長

それでは、私のほうから、10名の増員について、お答えいたします。まず、10名の積算の根拠といたしまして、まず救急隊1隊で3名乗車してございます。それが1課、2課、2部となっておりますので、交替制ですので、2部となっております。それとあと、その3名掛ける2部、それとあと、週休、有給休暇、教育派遣率の係数が1.58となりまして、3掛ける2掛ける1.58となります。それが9.48人という数字に出てまいります。したがって、1隊救急隊を増隊するには、必要な人数が10名ということとなっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

はい、理解をいたしました。1隊3人で、それを効果的に回すために、10人ということにつきましては、理解をいたしました。ちなみに、わかる範囲で結構なんですけれども、いつごろその救急隊1隊が実戦配備といいますか、具体的に運用されるというのは、いつぐらいからになりますでしょうか。お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

松田課長。

○松田消防本部総務課長

今回の摂津市職員定数条例の一部改正がご可決いただければ、平成31年10月、国立循環器病センター開設に合わせ、救急専任隊1隊を増隊する予定でございます。

増員の計画につきましては、委員の皆様もご存じのとおり、新規採用者には6か月間の消防学校初任科への入校、その課程を修業後、始めて消防吏員となりますことから、逆算いたしますと、1年半を準備期間として計画を立ててまいります。今後は、再任用職員も含め、実員管理等の関係もございますので、人事課ともしっかりと協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

来年の国立循環器病研究センターの開設に伴いというところで、健都のまちづくり、あの一帯は間違いなくこれからますます人がふえて、そういった需要もふえてくるかと思えます。ことし秋に開設される市立吹田市民病院も救急受け入れ体制のある病院とお聞きをしております。そういったところで、しっかりと連携をしていただければと思えます。

ただ、やはり10人ということはなかなか多いところがございますので、しっかりとそこにつきましては、人事課と再任用、あるいはどのような形でより効率的に人員をふやしていくのかというのを、しっかりと検討していただきまして、実戦配備していただければと思えます。

以上で質問を終わります。

略

○明原消防長

議案第34号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。なお、議案参考資料条例関係、95ページから97ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成30年2月7日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改めるものでございます。

平成28年11月に、一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、扶養手当の支給額が段階的に変更されたことを受け、平成29年4月1日施行の本条例の一部改正に続き、今回一部改正をいたすものでございます。

主な改正内容は、一般職の職員の給与に関する法律に定められた扶養手当支給額の改正を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定められた扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額が改定されたことから、同政令に準拠する本条例に定める加算額を改正いたすものでございます。

それでは、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条の改正は、損害補償を受ける対象者を明確にいたすため、引用条項及び字句の整備を行うものでございます。

第5条第3項では、各補償基礎額の加算額について、それぞれ改正を行うものでございます。同項第1号の配偶者にかかる加算額は、333円を217円に減額し、同項第2号の配偶者がいる場合の子については、267円を333円に増額いたすものでございます。また、同項第3号から第6号の配偶者及び扶養親族にかかる子がない場合の孫、60歳以上の父母及び祖父母等の加算額につきましては、300円を217円に減額いたすものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項は、この条例は平成30年4月1日から施行し、第2項は、改正後の摂津市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間にかかる傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間にかかる傷病補償年金等については、なお従前の例によるものと規定いたすものでございます。

以上、議案第34号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長

説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員

それでは、質問させていただきます。消防団員、消防団というのは、先日も質問でありましたように、消防団については、今後、災害対応でも非常に重要な組織であると認識しております。そこで、この確認の意味なんですけれども、本条例の制定に伴って、消防団員の待遇というのが、どのようになるのか、プラスになるのか、それとも少し下がるのか、それをどういう認識か、お聞かせください。

○渡辺慎吾委員長

松田課長。

○松田消防本部総務課長

それでは、松本委員の質問にお答えいたします。今回の改正につきましては、今まで配偶者の加算額が上でありましたけれども、それを子どもに手厚くという転換をしてまいった制度でございまして、消防団員は今までどおり、基礎額という補償額というところは変わりございませんけれども、その子どもに対しては手厚くなったということでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長

松本委員。

○松本暁彦委員

わかりました。ありがとうございます。

しっかりと消防団、引き続き組織強化のために、人も別府分団もそうですけれども、やはり人をどんどん、今、募集をしているところでございますので、そういういろんなところから、消防団を支えていただければと思います。以上です。